

# 審査基準表

(令和6年度リース方式による県有施設太陽光発電設備導入事業)

審査項目	評価の視点	配点	総合	
1 技術提案に関する事項			20	
(1)	導入設備の内容 設備容量は適当か	10		
(2)	二酸化炭素排出量の削減効果 排出量削減に取り組む提案がなされているか、シミュレーション等は妥当か	5		
(3)	災害時、非常時利用の内容 実用性の高い利用が可能となっているか	5		
2 実施体制に関する事項 (工事)			65	
(1)	工事遂行能力	実施体制		10
		施工スケジュール		10
(維持管理)				
(2)	業務遂行能力	メンテナンス計画		10
		維持、管理等の実施体制		10
(3)	事業実施中のリスク対応 事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか	10		
(4)	事業実施に係る保証 設備導入から運転期間中まで対応できる提案となっているか	10		
(5)	長期契約における事業継続性についての保証 事業継続を保証できる提案となっているか	5		
3 経済性に関する事項				10
(1)	リース料 設備容量や工事費に対してリース料は妥当か	10		
4 実績	過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込まれるか	5	5	
合計		100	100	

**【審査方法】**

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を事業予定者として決定する。  
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である60点(満点100点×6割)以上になった参加者がいなかったときは、事業予定者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である60点(満点100点×6割)以上になったとき、その参加者を事業予定者として決定する。

**【評価基準(5段階)】** ※5点満点以外の項目は、下記をベースに各係数を乗じた点数とする。

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案